


報告第4号

専決処分の報告について（第4号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年5月31日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 


提案理由

物損事故に係る和解が成立し、損害賠償の額の決定について専決処分したことから、報告するものです。

専 決 処 分 書

物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月30日

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

- 1 事故発生日時 令和4年2月10日 午後1時5分頃
- 2 事故発生場所 つくばみらい市加藤237番地  
つくばみらい市役所 谷和原庁舎 駐車場
- 3 和解の相手方
- 4 事故の概要 つくばみらい市役所谷和原庁舎駐車場を走行中、後退してきた相手車両と接触し、車両を損傷させた。
- 5 損害賠償額 147,434円
- 6 市の過失割合 30%